

指名停止措置一覧（令和5年6月12日付）

業者名	所在地	指名停止期間	指名停止理由
水道機工 株式会社	東京都世田谷区桜丘5丁目 48番16号	令和5年 6月13日から 令和5年10月12日まで(4箇月)	建設業法違反行為 (要綱別表第2、第9号)
株式会社 水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5丁目 48番16号	令和5年 6月13日から 令和5年10月12日まで(4箇月)	建設業法違反行為 (要綱別表第2、第9号)